学校いじめ防止基本方針

大阪府立伯太高等学校 令和2年7月16日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、 教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学ぶ力・セルフコントロールの力・人間関係づくりの力の3つの力を育み、生徒の自己実現を支援するとともに、次代の地域社会の良識ある担い手を育成する」ことを教育目標とし、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ➤ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に 対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセ ラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止・対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、人権教育委員会 必要に応じて他の関係教員も委員会に参加する

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを 行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・ 検証・修正を行う役割
 - 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内 研修を企画し、計画的に実施する役割
 - 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

伯太学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
3月	中学校訪問による生徒状況 把握とクラス編成	生徒状況把握に基づくクラ ス編成	生徒状況把握に基づくクラ ス編成	年間計画、生徒把握や 対応について共有
4月	学校いじめ防止基本方針の 内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによる 生徒状況の集約 個人懇談	学校いじめ防止基本方針の 内容を生徒、保護者へ周知 個人懇談	学校いじめ防止基本方針の 内容を生徒、保護者へ周知 個人懇談	PTA総会で「学校い じめ防止基本方針」の 趣旨説明
	人権アンケート			
5月	気になる生徒の情報交換 校外学習	気になる生徒の情報交換 校外学習	気になる生徒の情報交換 校外学習	教職員間による公開授 業週間(わかる授業づ くりの推進)
6月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめアンケート実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめアンケート実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめアンケート実施	第1回人権研修
7月	アンケート「安全で安心な学 校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学 校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	第2回人権研修
	人権学習	人権学習	人権学習	拡大ケース会議
	夏の体験(職業観・勤労観の育成)	夏の進路体験(職業観・勤労 観の育成)	応募前職場見学等	
9月				
10月	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	第3回人権研修 上半期いじめ状況調査
11月	文化祭(伯太祭)	文化祭(伯太祭)	文化祭(伯太祭)	
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学 校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	拡大ケース会議
	人権学習	人権学習	人権学習 人権アンケート	
1月 2月 3月	学校生活振り返り	学校生活振り返り		
37				

5 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

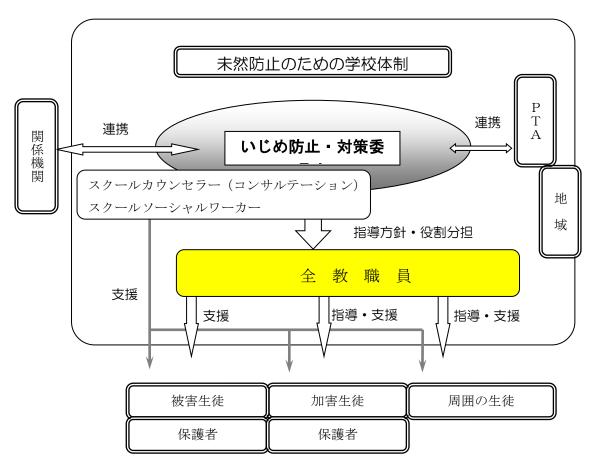
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止・対策委員会を原則月2回以上開催し、取り組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかった場合、そのケースの検証や必要に応じたいじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、 人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に 関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、大阪府教育委員会から配布されている「いじめ対応マニュアル」「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」「いじめ防止基本方針」等を活用する。また、生徒一人ひとりの状況を把握するため中学校訪問や懇談会、高校支援カードを活用し、教職員人権教育研修を通して共通認識をはかる。

生徒に対しては、一人ひとりの状況把握に基づき新入生や新学年のクラス編成を行う。特に、1年生に対しては、早い時期にいじめをテーマとした HR等を実施し、情報モラルの人権HRと合わせて「いじめを許さない意識・態度」を早期の育成に努める。

(2)「自尊感情を大切にし、自他ともに尊重できる豊かな」人権感覚を育み、円滑な他者とのコ

ミュニケーションを図る能力を育み、いじめを許さない意識・態度を育成することが必要である。 そのために、産業社会と人間、総合的な学習の時間(グローカル・スタディーズ) や特別活動、クラブ活動等全ての教育活動を通し「セルフ・コントロールの力」・「人間関係づくりの力」を育み、ソーシャルスキルの向上に努める。

(3) いじめが生じる背景を踏まえ、指導上の注意としては、人権を通じた教育、すなわち生徒の人権が尊重されている環境・雰囲気を醸成し、生徒一人ひとりがエンパワーできるクラス・学校づくりに努める必要がある。

そのため、分かりやすい授業づくりを目指し、授業アンケートや公開授業を実施し、生徒の要望に応えるとともに教職員相互の授業力の充実に努める。また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、クラス・学年・クラブ活動等を通して、教職員が生徒一人ひとりの個性を理解・尊重し、各々が達成感を感じられる体験や教育活動を積極的に設定し、自尊感情とりわけ自己効力感を育めるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の方々にも協力を求め、社会力のある幅広い大人との出会いを設定することで、豊かな人権感覚の育成に努める。それと共に社会生活の基礎となる基本的な生活習慣の形成を図るとともに、規律・規範意識の醸成とソーシャルスキルの向上に努め、セルフ・コントロールの力を育成する。

(4)いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等や指導の在り方に注意を払うため、いじめについて生徒とともに学ぶ姿勢で人権HRに取り組む。そのことによって、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、加害者だけでなく「はやしたて」たり、「傍観する」生徒も容認することになり、被害者が孤立し、いじめを一層深刻化させることに気づくことができる。

被害者を支援し、加害者だけでなく、「傍観者」もいじめに加担する結果になるという認識をも ち指導・支援にあたる必要がある。また、障がい(発達障がいを含む)のある生徒が被害者とな るケースも多く、生徒の家庭状況や障がいを理解し、生徒に対する指導・支援にあたる必要があ る。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、いじめや情報モラルをテーマとする人権HRにおいて、教職員が教えることに偏らず、グループワーク等を導入して生徒の思いや考えを引き出し、相互の考えを交流させる機会を設け、自他共に尊重できる人間関係づくりの機会を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、 いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうま く伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、 隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめ の構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。 いじめを未然に防止するためには、すべての教育活動を通して自他ともに尊重できる豊かな人間関係づくりを行うとともに、生徒が示す小さな変化や危険を知らせるサインを見逃さないことが最も大切であり、そのためにも教職員研修を実施し、生徒一人ひとりに寄り添い、向き合える知識とスキルの向上が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学年会議や人権教育委員会等で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。定期的なアンケート調査により実態把握に努め、日常的に生徒がいじめを訴えやすいように、教職員と生徒相互の信頼関係を構築する。また、必要に応じてケース会議や教育相談を実施する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日常的に保護者との連携を密にし、定期的な保護者 懇談においては十分に生徒の状況把握に努める。また、定期懇談のみならず必要に応じて家庭訪問や保護者懇談会を実施し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 生徒やその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を構築するために、生徒や保護者の悩みや要望に応えられているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 保健室や教育相談の利用、電話相談窓口について生徒・保護者に「たより」や「通信」、ホームページ等の情宣活動を通して教育相談体制について広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報の対外的な取扱いについて、活用上十分配慮しながら管理職の一元管理とする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

生徒や保護者への具体的な対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに人権教育推進委員会や学年主任に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止・対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴取を行い、いじめかどうかの事実関係を明らかにし事実確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、対応方針等について相談する。
 - (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止・対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行う。 いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめに同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの 共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

「観衆」や「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

また、「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、先生を信頼し、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営にあたるとともに、すべての教職員が生徒一人ひとりを支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す必要がある。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、 意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、 教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

学校生活と人権に関するアンケートから勉強は苦手だが、学校生活は充実していたと答える生徒の割合が多く、分かりやすい楽しい授業づくりが求められる。その一方、コミュニケーションを苦手としたり発達障がい等によって、人間関係においてつまづいてきた生徒も在籍する。そのため、生徒一人ひとりの特性を理解し、支援する必要がある。

また、個別の人権課題においても「よくわからなかった」と答えた生徒の割合が多く、知識理解から豊かな人権感覚の育成に至らないケースも見られる。

そのため、多様な人々との出会いを通して豊かな人間関係について、わかりやすく学ぶ機会が 必要があり、すべての教育活動を通して生徒をエンパワーし自尊感情(自己効力感)を育む取り 組みを展開する必要がある。